

赤磐市
一般廃棄物処理基本計画
【概要版】



令和3年3月
赤 磐 市

赤磐市一般廃棄物処理基本計画【概要版】(令和3年3月)

1 計画策定の主旨

「赤磐市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、赤磐市(以下「本市」という。)が定める計画です。

本計画は、長期的かつ総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

なお、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことを言い、廃棄物の体系は図1に示すとおりで、図中の網掛け部分が本計画の対象とする廃棄物です。

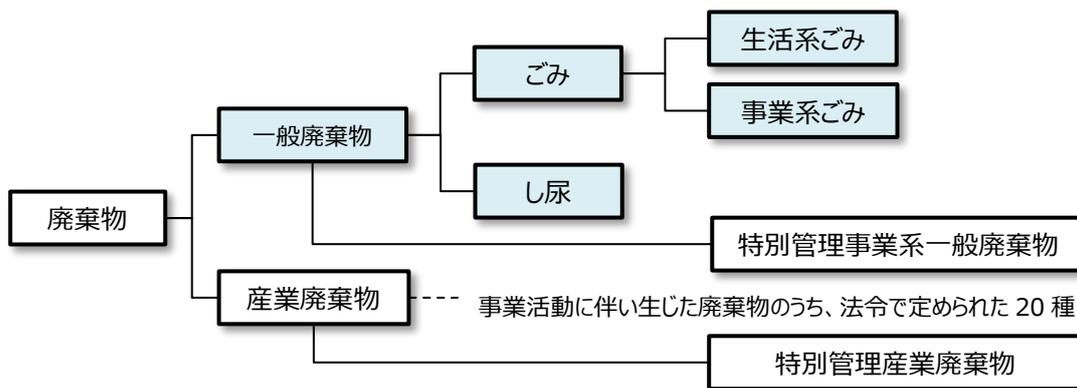


図1 廃棄物の体系

2 計画の位置付け

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的な視点に立ち廃棄物処理の基本的事項を定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成されます。一般廃棄物処理計画の構成は図2に示すとおりです。

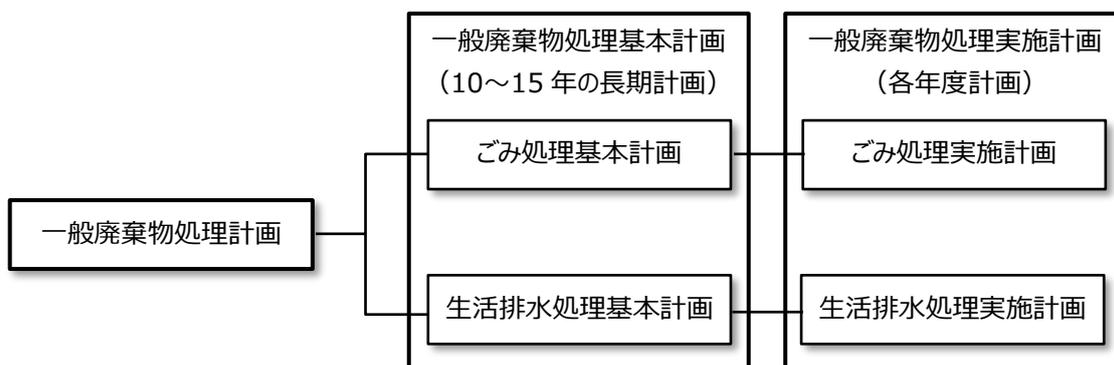


図2 一般廃棄物処理計画の構成

3 計画期間

計画期間は、長期的な視点からの計画を考慮し、令和3年度から令和17年度の15年間とします。また、計画目標年次と中間的な目標を設定し、段階的な計画の目標達成を目指します。

計画目標年は15年後の令和17年度(2035年)とし、中間的な目標として、短期目標年と中期目標年を設定し、それぞれ令和7年度(2025年)及び令和12年度(2030年)とします。

なお、ごみ処理基本計画策定指針にも示されているとおり、計画策定からおおむね5年ごとに目標達成状況を踏まえた計画の見直しを行うとともに、社会・経済情勢の変化があり、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとします。

4 ごみ処理・処分の状況

1) ごみ排出量

総排出量は、近年は横ばい傾向を示しており、令和元年度では 12,032t/年となっています。

また、1人1日当たりごみ排出量（＝総排出量÷計画収集人口÷年間日数×1,000,000）についても横ばい傾向を示しており、令和元年度において 771.2g/人日となっています。平成 30 年度における本市の 1人1日当たりごみ排出量は、772.7g/人日となっており、岡山県平均 970.1g/人日及び全国平均 918.3g/人日を下回っています。

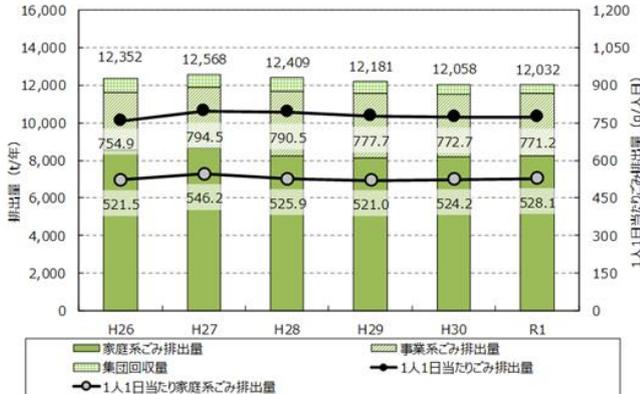


図 3 ごみ排出量の推移

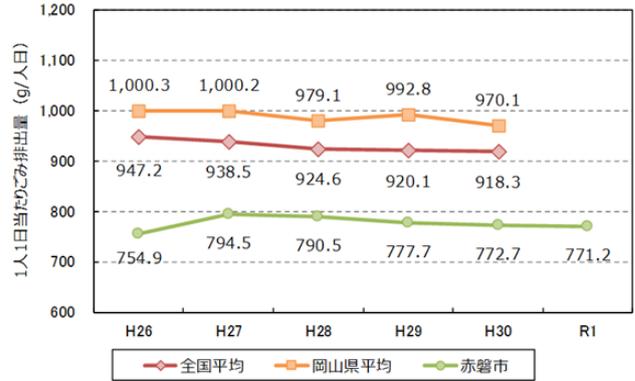


図 4 1人1日当たりごみ排出量の比較

2) 資源化量

総資源化量（直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量）は、令和元年度において 1,881t/年であり、減少傾向を示しています。これは、本市では集団回収の助成を平成 25 年度で廃止したことや、家庭から排出される資源ごみが直接店頭回収等に出されることも影響していると考えられます。

なお、令和元年度のリサイクル率（＝総資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100）は 15.7%となっており、平成 30 年度における国（19.9%）や県（28.6%）の平均値と比較すると下回っている状況にあります。

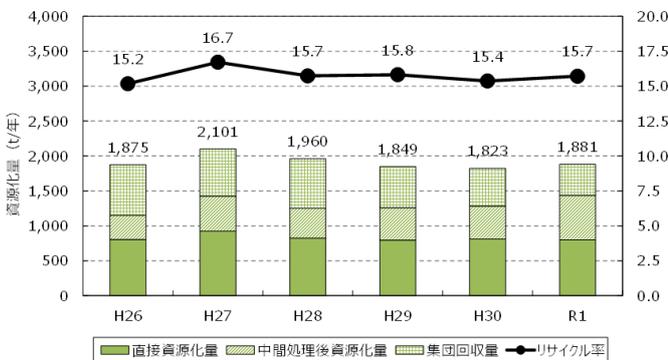


図 5 資源化量の推移

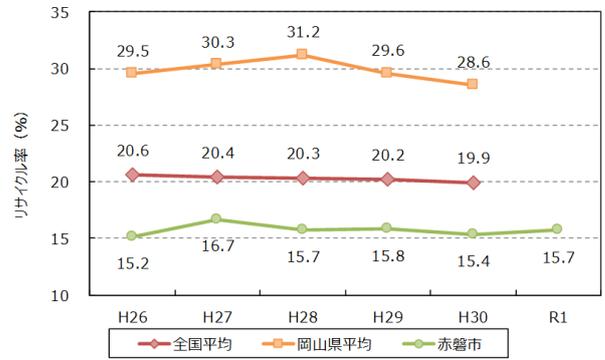


図 6 リサイクル率の推移

3) 中間処理量

焼却処理量は、令和元年度において 10,266t/年となっており、平成 26 年度以降ほぼ横ばいになっています。焼却処理以外の中間処理量は、令和元年度において 357t/年となっており、減少しています。



図 7 焼却処理量の推移

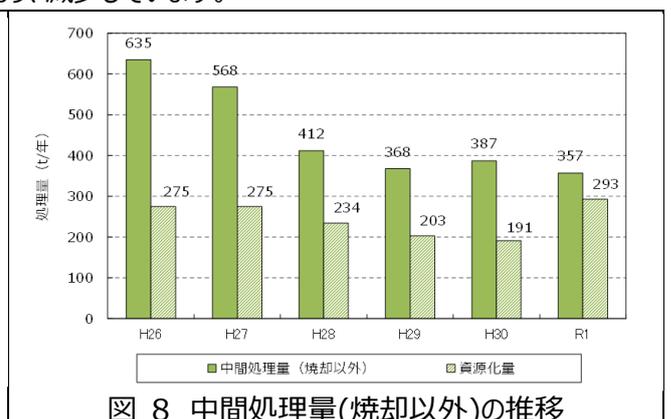


図 8 中間処理量(焼却以外)の推移

4) 最終処分量

最終処分量は、平成 26 年度以降は減少傾向を示していますが、平成 30 年度以降増加傾向に転じ、令和元年度実績は 1,180t/年となっています。最終処分率は、令和元年度において 10.2%で、平成 30 年度の全国平均や岡山県平均と比較すると、高い状況です。

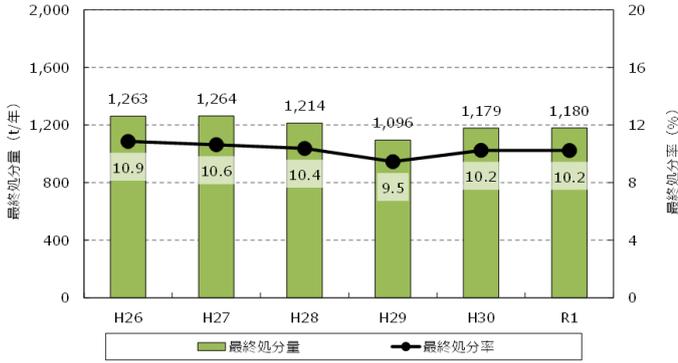


図 9 最終処分量の推移

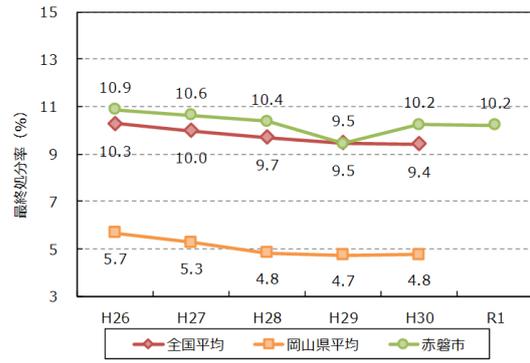


図 10 最終処分率の推移

※図 4、図 6 及び図 10 の全国、岡山県の数値は環境省一般廃棄物処理実態調査の数値（公表値）です。

5 ごみ処理の課題

本市のごみ処理における課題を、以下に整理します。

	課題
排出抑制・再資源化	○実現可能な目標の設定による継続的なごみ排出量の削減 ○継続的な資源化、分別収集への積極的な取組によるリサイクル率の向上
収集・運搬	○市民・事業者において適切な分別排出が行われているか、継続的な確認、啓発・指導等の実施
中間処理	○施設への搬入量の変動に対する適正な処理体制の維持拡充 ○統一区分で搬入されるごみの適切な処理（熱回収、資源化）
最終処分	○ごみ排出量の削減や分別収集の促進による可燃ごみの減量、焼却残渣の有効利用による最終処分量の削減
廃棄物処理・処分施設	○地権者や地域住民の意見を踏まえた周辺環境及び安全性に最大限配慮した自区内最終処分場の整備計画

6 目標値の設定

本市のごみ処理における現状と課題を踏まえた上で、本計画における目標値を以下のとおり設定します。

◆ごみ減量目標

- ① 1 人 1 日当たりのごみ排出量について約 680 g/人日を目指します。
※ごみ排出量は家庭系、事業系、集団回収を含む総排出量です。
- ② 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量について約 450g/人日を目指します。
- ③ 事業系ごみ排出量について約 2,903t/年を目指します。

◆リサイクル目標

分別排出の促進や焼却灰の有効利用等により総資源化量を 1,981 t とし、リサイクル率 20.2%以上を目指します。

◆最終処分目標

ごみ排出量の削減、リサイクルに取り組み、最終処分率 9.3%、最終処分量を約 870t 以下まで削減を目指します。

7 ごみ処理計画

1) 基本理念

市民・事業者・行政で考え実行する持続可能な都市の形成

2) 基本方針

本市における循環型社会の構築に向けて、ごみ処理基本計画における基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針1 ごみの排出抑制の推進（3Rの推進）

市民の購買・消費・廃棄、事業者の生産・販売・廃棄といった一連の経済活動の中で、総合的にごみの発生抑制・再利用・再生利用（3R）を推進します。

また、市民・事業者が参加しやすく、円滑な資源回収が行える仕組みを構築します。

さらに、不法投棄対策にも取り組み、市内の環境美化の向上を図ります。

基本方針2 適正な処理・処分の推進

本市における循環型社会の構築を目指して、排出段階、収集運搬段階、中間処理段階、最終処分段階の各段階で、適正な収集運搬・処理処分が行える体制作りを推進します。

特に、最終処分は、適正な個別方針に基づいて施設整備を推進します。

基本方針3 市民協働の推進

本市において循環型社会を構築するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中、お互いに協力して発生抑制・減量化、再利用、再生利用が推進できる社会を目指します。

3) 排出抑制・資源化計画

家庭系ごみについては、①助成、教育 ②ごみ排出抑制行動の取組 ③リユース・リサイクルの推進、事業系ごみについては、④意識の向上 ⑤ごみ排出抑制行動の取組 ⑥食品廃棄物の削減、また、環境美化・不法投棄対策として、⑦環境美化・不法投棄の防止の取組を実施し、ごみ排出抑制の推進に努めます。

4) 収集・運搬計画

分別排出の強化と効率的な収集・運搬体制の維持を図りながら、適正なごみ分別収集の推進に努めます。

5) 中間処理計画

中間処理においては、調査結果等情報の発信を行い、①中間処理施設の適正な管理 ②調査研究を進め更なる資源化の取組を実施し、適正な中間処理の推進に努めます。

6) 最終処分計画

中間処理におけるごみの減量化・資源化に努め、最終処分量の減量を進めた上で施設整備を図り、長期的に安定した最終処分体制の構築を目指します。

7) 施設整備計画

現在稼働中の赤磐市環境センターが長期稼働できるよう適切な維持管理し保全に努めます。また、今後、整備する予定の最終処分場については、適宜周辺住民への説明を丁寧に行いながら、可能な限り早期の施設整備を目指します。

8 最終処分に係る基本方針

最終処分量の低減を図るためには、直接埋立てされるものや、不燃物に含まれている資源物を取り出し資源化を促進するとともに焼却残渣の有効利用を図る等、最終処分量の削減策を実施することが必要です。

最終処分場については、市内にある最終処分場は既に埋立てを完了し、現在では県外の民間事業者に委託処理しています。民間委託による処理は、長期的な管理が不要等のメリットがある反面、受入物の量や質の制限、委託先の経営状況によっては倒産や委託費の値上げ等のリスクを回避・軽減する取組が必要です。

また、一般廃棄物には「自区内処理」の原則があり、災害時の対応や上記の民間委託のリスクを回避・軽減するため、市内に最終処分場を確保することが望ましいと考えます。

【方針①】：最終処分されるごみの発生抑制・排出抑制の取組強化

埋立ごみや焼却灰のもとになる燃やせるごみ量を発生・排出段階で減量化を図る取組を強化します。

【方針②】：適正かつ安定的な処分方法の複数チャンネル化の推進

民間委託で想定されるリスクを回避・軽減するとともに、有事の際に処理系統の相互補完を図れるように多様な処分方法を確立し、適正かつ安定的な処分方法の複数チャンネル化を図ります。

【方針③】：周辺環境に配慮した最終処分場の整備

上記の取組を実施した上で、「自区内処理」の原則に基づき、本市独自で主体的かつ適時的に最終処分できる処分体制を再構築するため、最終処分場の確保と災害時への対応を考慮し、早急に新たな最終処分場の整備を推進していきます。

なお、検討に際しては、地権者や地元住民等の意見を踏まえながら周辺環境に配慮し、適正な整備計画の策定に取り組んでいきます。

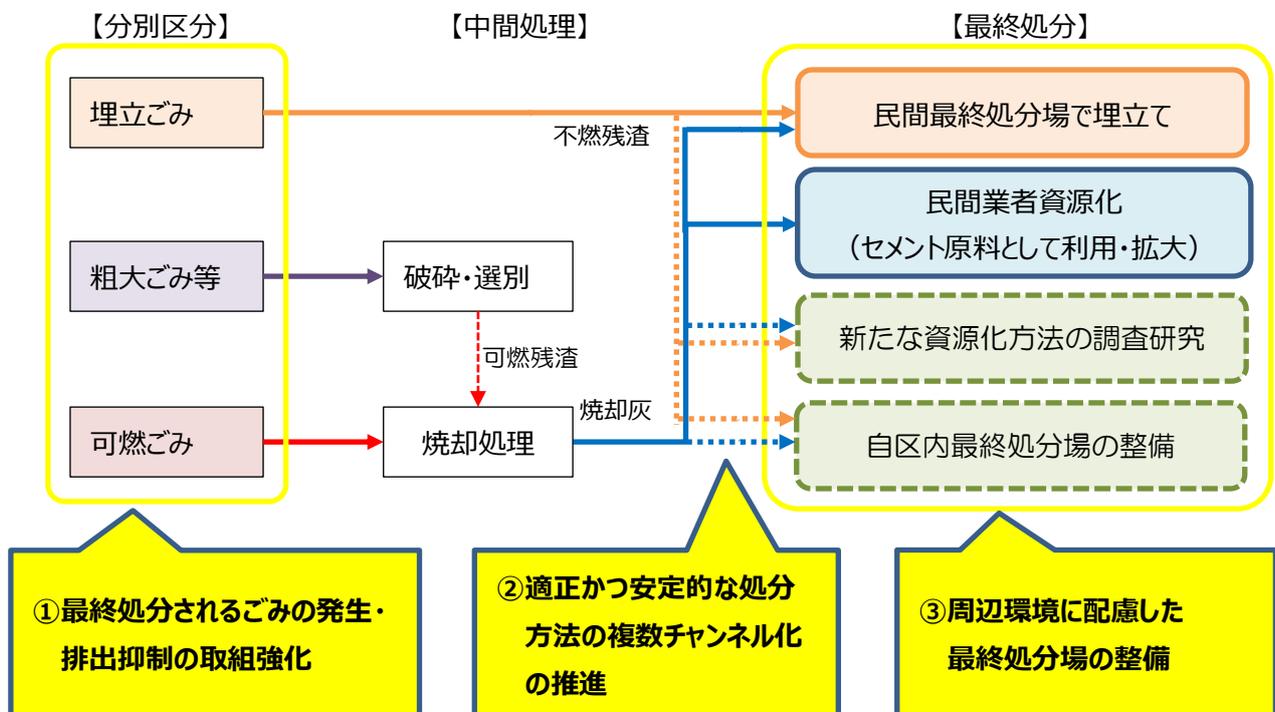


図 11 最終処分に係る基本方針のイメージ図

9 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

瀬戸内海の水質は、そこに流入する河川の水質に左右されるため、その流域市町村の責務は重大なものです。特に最近では工業排水のみならず、家庭から出る生活雑排水が、水質汚濁の大きな原因であることが明らかになっており、生活排水を適切に処理することが、水質管理の条件となってきています。

本市では、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備促進により、市民一体となって河川の水質を適正に管理し、水辺で遊べる快適な生活環境の創出を目指します。

(2) 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の基本方針は下記のとおりとします。

①公共下水道整備の推進

市の推進体制、財政状況等を勘案して、山陽処理区の公共下水道の整備を推進するとともに、供用開始区域内の接続を促進します。

②合併処理浄化槽の普及

公共下水道及び農業集落排水施設以外の地域は、合併処理浄化槽の一層の促進を図ります。

③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

公共下水道及び農業集落排水施設等の集合処理区域では、各集合処理施設への接続を促進し、集合処理の対象区域以外では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

④浄化槽の適正管理に対する指導の強化

単独処理浄化槽、合併処理浄化槽の設置者に対しては、浄化槽法に従い、定期的に適正な点検・清掃がなされ、かつ、法定検査についても実施されるよう指導を強化します。

⑤水環境の保全に対する意識の高揚

水環境の回復・保全に関する教育や広報・啓発活動を通じて、市民の生活排水に関する意識を高揚させる取組を充実させていきます。

(3)処理の目標

本計画における生活排水処理の目標は、生活排水処理率を現状の約 85.0%から計画目標年度までに 98.9%にすることを目指します。

(4)収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、当面の現在の形態で実施します。

(5)中間処理計画

生活排水処理は、現状と同様に、各主体が生活排水処理を適切に維持管理することで、処理を継続していきます。また、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥は、引き続き、和気赤磐衛生センターにおいて適正処理を継続していきます。

(6)最終処分計画

し尿処理施設（和気赤磐衛生センター）の処理により発生する余剰汚泥については、引き続き、脱水及び焼却処理した後、その残渣を民間業者へ委託し堆肥化します。



エコプラザあかいわ（赤磐市環境センター）

 問い合わせ先 赤磐市 市民生活部環境課
TEL 086-955-5347 FAX 086-955-1410